

令和 8 年10月13日

農林水産省経営局農地政策課 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

農地法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

改正農地法施行規則第74条、第77条及び第104条について

【意見の要旨】

- 1 改正に賛同する。
- 2 改正農地法施行規則第74条第3項及び第77条第3号により、農地中間管理事業を利用する意思が公表された農地を利用意向調査の対象外とする場合、長期間にわたり当該農地の利用につながらない農地につき、一定期間経過後にその所有者等の状況を確認するなどして、農業委員会が所有者等との継続的な接点を確保することにより、相続登記未了農地の長期化及び所有者不明農地の発生を防止するための措置を講ずるべきである。

【理由】

- 1 農地中間管理事業を利用する意思が既に確認され、その情報がeMAFF農地ナビにおいて公表されている農地について、毎年、同一の利用意向調査を繰り返すことを見直すことは、農業委員会における事務負担の軽減及び行政効率の観点から合理性があり、改正の趣旨に賛同する。
また、農地台帳に記録された事項等について、その公表を原則としてeMAFF農地ナビにおいて行うことは、各農業委員会に分散している農地情報を集約し、農地の借受けを希望する者等による情報の円滑な把握に資するものであり、この点についても賛同する。
- 2 一方、農地中間管理事業を利用する意思を表明したものの、長期間にわたり当該農地の利用につながらない場合には、改正後の制度の下では利用意向調査が行われない状態が継続することとなり、農業委員会と所有者等との接点が希薄化するおそれがある。
その間に所有者の死亡及び相続その他の事情変更が生じた場合、農業委員会がこれらを把握する機会が減少することとなる。とりわけ、相続が発生したにもかかわらず相続登記がされない状態が長期化すれば、世代を重ねるごとに権利関係が複雑化し、ひいては所有者不明農地の発生につながるおそれがある。
- 3 したがって、利用意向調査の合理化という今回の改正の趣旨を維持しつつ、長期間にわたり農地の利用につながらない場合には、一定期間経過後に所有者等の状況

を確認する機会を設けるなど、所有者等との継続的な接点を確保することが必要である。

相続登記未了農地の長期化及び所有者不明農地の発生を防止する観点から、通知その他の方法により、このような場合における農業委員会の対応について適切な措置を講ずることを求める。